

地域医療患者支援センター・がん相談支援センターだより



秋田大学医学部附属病院 地域医療患者支援センター・がん相談支援センター 発行

第63号

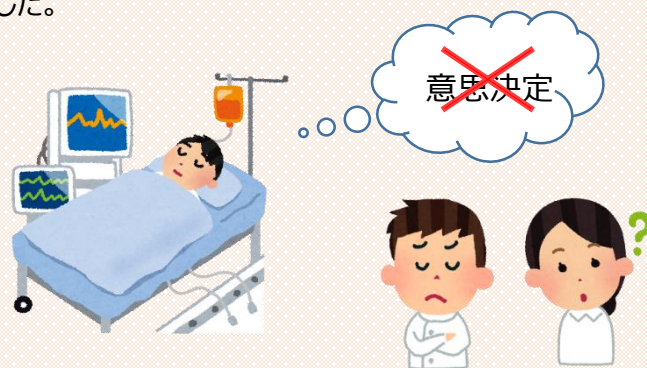
【身寄りがない患者への対応マニュアル】を作成しました

当センターでは、昨今身寄りのない、あるいは家族等の協力が得られない患者の増加に対応すべく、**【身寄りがない患者への対応マニュアル】**を作成しました。

内容として、以下のことを記しております。

- ・該当する患者への意思決定支援について
- ・意思決定能力有無に則した対応方法
- ・対応手順フローチャート

など



身寄りがない患者への対応マニュアル

第1版
2024年3月1日

秋田大学医学部附属病院
地域医療患者支援センター・がん相談支援センター

これまで身寄りがない患者の対応においては、かかわる現場スタッフの判断能力が問われる事が多く、非常に責任が重く、かつ難しいものでした。この度のマニュアルは強制力を持たないものですが、対応方法の一定基準になるものと期待しております。

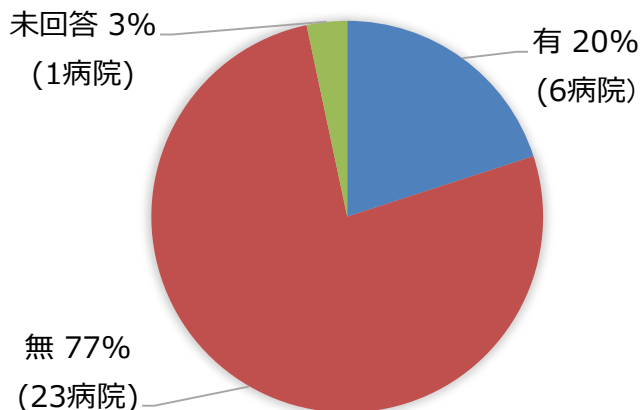
3月から医療支援端末に掲載いたします。

掲載場所は、病院情報システム・インフォメーション内にある「地域医療患者支援センター・がん相談支援センター」です。タイトルは**「身寄りがない患者への対応マニュアル第1版」**です。

令和5年6月に全国の国立大学病院を対象に、身寄りのない患者への対応マニュアルの有無について実態調査を行いました。その結果、約8割の国立大学病院はマニュアルを作成していないことが判明しました。

当院において、入院時点で身寄りがない・家族の協力が得られない事例が増えています。身寄りがいる事を前提とすご時世ではなくなってきたと言っても過言ではありません！

＜身寄りがない患者への対応マニュアルの有無＞



〔支援センター利活用術〕※MLP (Medical-Legal-Partnership) について

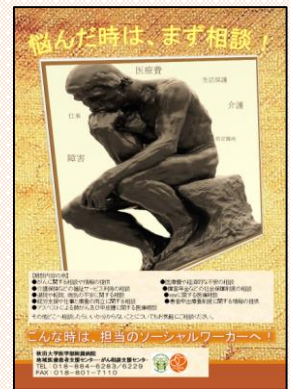
これを読むあなたは知っていましたか？ 当院で弁護士相談ができることを・・・。

病院には多様な生活問題を抱えた患者が来院します。中には借金問題、相続、DV、虐待、離婚問題など法律的な専門支援が必要な事例が少なくありません。

これらは病院だけで解決できる内容ではなく、弁護士はじめ専門家へのコンサルテーションと連携が不可欠です。しかし法律相談は「なんか敷居が高い」という事で躊躇われる方が多いのが事実です。医療と司法の連携においては、アメリカボストンの公立病院で1993年に医学的介入で救い切れない患者や家族を支援するために創設された**MLP**が始まりで、これによって医療と司法の連携による患者・家族の権利擁護、効果的な治療介入が可能などの効果が期待できます。もし、お困りの方で相談してみたいという方がいたら、担当SWにご相談ください。

当センターでは国が設置している法律事務所（通称：法テラス）と業務協定を結び、「日本版MLP」を作りました。治療に支障を来しうる生活問題の解決に向けた支援を行っています。これは全国的にみても類をみない先駆的な取り組みです。法律相談の敷居が下がることで、悩んでいたことが解決するきっかけとなれば幸いです。

悩んだときは「まず相談」を！



＜詳しくは当センター発行のポスターをご参照ください＞

～新しいスタッフのご紹介～



石田麻衣子 看護師

12月から配属となりました。
患者さん・ご家族の思いに寄り添い、
必要なサポートが受けられるよう努めていきたいと思ひます。
よろしくお祈ります。

高橋若葉 MSW

8月から入職しました。
患者さんや患者さんを支える人たちと同じ目線を大切にしつつ、
その方々にとって『よりよい支援』とは何かを一緒に考え携わります。
よろしくお祈ります。

